

都城市男女共同参画センターだより



Vol. 19

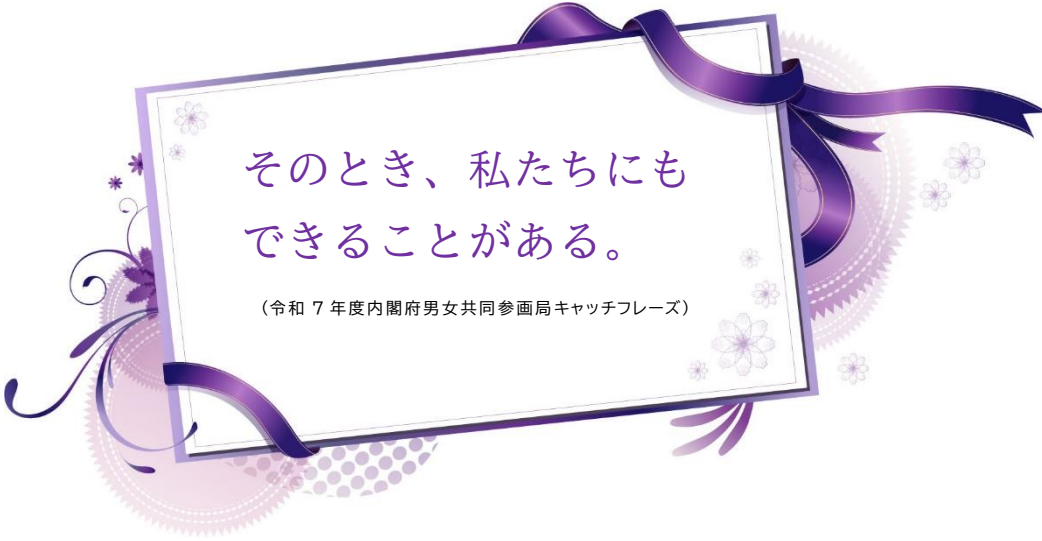
The Miyakonojo Center For Gender Equality ～ News Letter ～

Index／「女性に対する暴力をなくす運動」期間

暴力の被害を受けた方への対応

DVチェック～あなたとパートナーとの関係は大丈夫？～

男女共同参画センターの活動紹介



そのとき、私たちにも
できることがある。

(令和 7 年度内閣府男女共同参画局キャッチフレーズ)

～DVや性暴力に 気づいたら 相談されたら そのとき、私たちにもできることがある～



毎年 11 月 12 日～25 日は
「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。

STOP! 暴力



「女性に対する暴力をなくす運動」とは

暴力は、その対象の性別や加害者、被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありませんが、特に、配偶者等からの暴力、性犯罪・性暴力、ストーカー行為、売買春、人身取引、セクシュアルハラスメント等の暴力は、重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

国や県、市では、毎年 11 月 12 日から 11 月 25 日までの 2 週間、女性に対する暴力の予防と根絶に向けて、「女性に対する暴力をなくす運動」を実施しています。



はじまりは？

昭和50(1975)年度から平成11(1999)年度までは、売買春防止及び性感染症予防を目的とした「社会の風紀環境を浄化する運動」を関係省庁で実施していました。

しかし、売買春のほか、性犯罪、夫・パートナーからの暴力、セクシュアル・ハラスメント等の女性に対する暴力が女性の人権を著しく侵害していることにかんがみ、平成12(2000)年度、同運動の趣旨、内容を見直し、名称も「女性に対する暴力をなくす運動」に改めました。この運動は、当時の総理府、警察庁、総務庁、法務省、文部省、厚生省及び労働省が主唱し、都道府県等関係機関、団体に協力を依頼する形で、原則として5月24日を中心とするおおむね2週間の運動期間中、女性に対する暴力根絶に向けた国民の意識啓発等、各種の取組が実施されました。

平成13(2001)年6月、男女共同参画推進本部において、毎年 11 月 12 日から 11 月 25 日(国連が定めた「女性に対する暴力撤廃国際日」)までの2週間にかけて、「女性に対する暴力をなくす運動」を実施することが決定されました。



女性に対する暴力根絶の国際デー

平成11(1999)年12月、国連は、11月25日を「女性に対する暴力撤廃国際日」と決めました。(現在は「女性に対する暴力根絶の国際デー」と呼ばれています。)

11 月 25 日というのは、昭和36(1961)年、ドミニカ共和国の支配者ラファエル・トルビジョの命令により、同国の政治活動家であったミラバル 3 姉妹が惨殺された日です。



女性に対する暴力とは

D
V
(ドメスティックバイオレンス)



DVの種類

- 身体的暴力
- 精神的暴力
- 性的暴力
- 経済的暴力
- 社会的暴力
- 子どもを利用した暴力

性
犯
罪
・
性
暴
力



売
買
春
・
人
身
取
引



セ
ク
シ
ュ
ア
ル
・
ハ
ラ
ス
メ
ン
ト



ス
ト
ー
カ
ー
行
為



※同意のない性的な行為は性暴力

年齢・性別にかかわらず、性被害に遭うことがあります。相手と対等でなかったり、嫌だと言えない状況で会ったりする場合は、同意があったことにはなりません。

都城市の相談状況

昨年度、都城市男女共同参画センターに寄せられた相談件数は826件。そのうちDVに関する相談が168件、ハラスメントに関する相談が11件、ストーカー行為が3件、性犯罪に関する相談が5件ありました。DVに関する相談は年々増加していますが、近年はハラスメントや性犯罪に関する相談も増加しています。

暴力をなくすために

女性への暴力が起こる背景には、「女性は男性にしたがうべき」「少々暴力的な方が男らしい」などといった誤った認識や根深い偏見が存在します。暴力をなくすには、一人ひとりが『決して暴力を容認しない』ことをしっかりと意識することが必要です。

事業主には、男女雇用機会均等法において、セクハラや性暴力が起きてはならない旨を就業規則等の規定や文書等に記載して周知・啓発することや相談窓口の設置などが義務付けられています。

都城市では、女性への暴力をなくすための活動として、毎年「女性に対する暴力をなくす運動」期間中、市役所本館1階ロビー市民サロンにてパネル展を開催しています。

No! 暴力



DVや性暴力に
気づいたら
相談されたら

そのとき、私たちにも
できることがある。

あなたの考えや気持ちを押し付けず、まず寄り添って話を聞くことから、始めてみませんか。
そして、どんな時も「あなたは悪くないよ」と伝えてください。

年齢・性別を問わず相談できる窓口があることも伝えてください。

性犯罪・性暴力

SNSで相談

Cure time
(キュアタイム)

電話で相談

性犯罪・性暴力被害者の
ためのワンストップ支援センター
はやくワンストップ

#8891

性犯罪被害相談電話(警察)

ハートさん
#8103

配偶者・交際相手からの暴力

チャットで相談

DV相談
プラス

電話で相談

DV相談ナビ

は れ れ ば
#8008



パープルリボンは
女性に対する暴力根絶の
ためのシンボルマークです。



11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。

被害を受けた方へ

安心して相談してください。
プライバシー、秘密は守られます。

配偶者等への暴力、デートDV、性犯罪・性暴力（インターネット上の性的な暴力を含む）、痴漢、売買春、人身取引、ストーカー行為、セクシュアルハラスメント等は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、性別にかかわらず、決して許されないものです。
被害を受けた方は悪くありません。被害に気づいたら、下記の相談窓口を被害者の方へ伝えてください。

相談を受けた方へ

相談窓口のことを被害者の方へ
教えてあげてください。

相談先

参考情報



配偶者・交際相手
からの暴力

内閣府

DV相談ナビ

#8008



内閣府

DV相談プラス

0120-279-889



内閣府

配偶者暴力
被害者支援情報



内閣府

配偶者暴力
相談支援センター



性犯罪・性暴力

内閣府

性暴力に関するSNS相談
Cure time(キュアタイム)



内閣府

性犯罪・性暴力被害者
のための
ワンストップ支援センター

#8891



警察庁

各都道府県警察の
犯罪被害相談窓口



内閣府

若年層の性暴力
被害者防月間



内閣府

性犯罪・性暴力
被害者支援情報



AV出演被害



性犯罪に係る
被害や捜査

警察庁

性犯罪被害相談電話
(全国共通)

#8103



警察庁

匿名通報ダイヤル

0120-924-839



警察庁

警察相談専用電話

#9110



売春強要や
人身取引

厚生労働省

困難な問題を抱える女性の
相談窓口(女性相談支援センター)

#8778



ストーカー被害

警察庁

ストーカー
被害防止
ポータルサイト



職場における
セクシュアル
ハラスメント

厚生労働省

各都道府県労働局雇用環境・均等部(室)



■人権侵害に関する相談

法務省

みんなの人権110番(全国共通) 0570-003-110

法務省

外国語人権相談ダイヤル(全国共通) 0570-090911

法務省

インターネット人権相談受付窓口
(パソコン、携帯電話、スマートフォン共通)



法務省

LINEじんけん相談



■法的トラブルに関する相談

法務省

法テラス
犯罪被害者支援ダイヤル
(全国共通)

0120-079714





知っていて欲しいこと

被害を受けた方への対応

被害にあった方が、被害後に周囲の人の対応等によって傷つけられてしまうことを『二次被害』と言います。二次被害が起こる背景には、「本当に嫌なら抵抗できるはずだ」などといった暴力に対する誤った認識があるとされています。

直接的な加害者・被害者ではない第三者の方へ

誰でも、被害者に対する声掛け等の言動により、被害者を更に傷つける(二次被害を与える)可能性があります。しかし、何が二次被害につながるのか、何が被害者にとって望ましい行動なのかを知ること、意識や行動を変えていくことができます。「自分にもできることがある」「声掛けや行動で被害者をサポートできる」と考え、行動する人が増えることは、二次被害を予防したり、被害者を救済したりすることにつながります。

被害を受けた方へ

被害に遭ったことを誰にも相談できないと思っていませんか。悪いのは加害者で、あなたは悪くありません。心のケアやこれからのことについて、まずは身近な人や相談窓口にご相談ください。被害後間もない人は、まずは安全な場所や安心できる場所を確保してから、その後の行動をとるようにしましょう。

相談を受けた方へ

被害にあった人を安心させることができる重要な存在になります。まずは、気持ちを丁寧に聴き、そのまま受け止め、「あなたは悪くない」と繰り返し伝えてください。そして、相談窓口への相談を勧めてください。

内閣府男女共同参画局が作成している動画を YouTube にてご覧いただけます。



そのとき、私たちに
できることがある。
(15秒)



DV や性暴力の被害
気づいたら
(30秒)



すぐに相談できなくても、
自分を責めないで
(30秒)



DV や性暴力の被害
気づいたら
相談されたら
(30秒)

アンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）

アンコンシャス・バイアスは誰にでもあって、あること自体が問題というわけではありません。過去の経験や、見聞きしたことに影響を受けて、自然に培われていくため、アンコンシャス・バイアスそのものに善し悪しはありません。しかし、アンコンシャス・バイアスに気づかずにいると、そこから生まれた言動が、知らず知らずのうちに、相手を傷つけたり、キャリアに影響をおよぼしたり、自分自身の可能性を狭めてしまう等、様々な影響があるため、注意が必要です。

○ DV チェック ～あなたとパートナーとの関係は大丈夫？～



※このような徴候があると要注意です※

- ☐ 些細なことで怒鳴ったり、物に当たったりする
- ☐ 人が傷つくことを平気で言う
- ☐ 自分の予定を優先させないと無視したり、不機嫌になる
- ☐ 電話の着信履歴やメールなどをチェックする
- ☐ 「何してる？」「誰と会う？」などと行動を制限する発言が多い
- ☐ 相手の意見を聞かずに、自分勝手に物事を決める
- ☐ 殴るふりをしたり、叩いたり蹴ったりする
- ☐ 無理やり性的な行為をする
- ☐ 否認しない
- ☐ 勝手に借金を重ねる



【出展】宮崎県リーフレット「DV配偶者や恋人からの暴力」

男女共同参画センターの活動紹介

都城市男女共同参画センターでは、男女共同参画社会の実現を目指し、さまざまな講座の開催と啓発活動を行っています。

11/12(水)～11/25(火)は「女性に対する暴力をなくす運動」期間となり、都城市役所 1 階市民サロンにてパープルライトアップをします。

是非、お立ち寄り下さい。



開催日時：11/12(水)～11/25(火)

開催時間：18:00～21:00

※市民参加型イベントもやっており、参加者には啓発グッズをプレゼントしております🎁

都城市男女共同参画センターのご案内

女性総合相談

都城市男女共同参画センターでは、女性相談員による相談窓口を開設しています。男性の方も電話相談をご利用いただけますので、ひとりで悩まずご相談ください。



相談は無料です。秘密は守ります。



電話相談

相談時間30分まで
※男性利用可

【相談専用電話 0986-23-7157】

相談日：月～金曜日（祝日、年末年始は除く）

相談時間：10:00～16:00

相談予約受付 HP



面接相談

相談時間60分まで
※要予約

メールで、女性総合相談の
予約・変更・キャンセルが
できます。

※メールではこころの相談や法律相談の予約、相談や困りごとの助言等を行うことはできませんのでご了承ください。

専門相談

毎月専門相談を行っております。**性別は問いません。事前に予約が必要です**ので、相談専用電話までお問合せください。開催日は変更になる場合があります。

こころの相談



女性臨床心理士
第3火曜日
10:00～12:00

法律相談



女性弁護士
第4火曜日
13:00～16:00

就職支援

サポステ出張相談



若者サポートステーション
第4木曜日
14:00～16:00

※「こころの相談」と「法律相談」では、性的マイノリティの方の相談をお受けしています。

セミナー・出前講座



当センターでは、さまざまな講座を計画しております。ホームページやチラシなどで随時案内しておりますので、ぜひご覧ください。また、出前講座も行っていますので、ご利用ください。

お問い合わせ先 **0986-23-2121**

都城市男女共同
参画センターHP



発行/都城市男女共同参画センター

〒885-8555 都城市姫城町6街区21号（都城市役所北別館2階）

TEL 0986-23-2121 / FAX 0986-21-3034

E-Mail: danjo@city.miyakonojo.miyazaki.jp

発行月/令和7年11月